

堺市街路樹基本方針（案）についてのご意見等を踏まえた修正点

＜本編＞

該当ページ	修正前	修正後
P2	街路樹の機能は、景観向上、環境保全、緑陰形成等、様々であり、私たちに多面的な恩恵をもたらします。	街路樹の機能は、景観向上、環境保全、緑陰形成等、様々であり、 <u>また、親しみや潤い、やすらぎをもたらし、市民生活の質の向上にも寄与するなど</u> 私たちに多面的な恩恵をもたらします。
P2	街路樹を含む道路空間が <u>快適であることにより、都市の印象が良くなり、都市魅力の向上にもつながります。</u>	街路樹を含む道路空間が <u>適切に維持管理され、快適な環境が保たれることで、市民や来訪者に良好な印象を与え、都市魅力の向上にもつながります。</u>
P20	道路空間と不釣り合いな大きさの街路樹は、 <u>道路空間との調和に配慮し、道路構造令等の諸基準も踏まえ、剪定による樹形管理や補植・更新等を行います。</u>	道路空間に対して街路樹の規模や樹形等の <u>バランスを欠く箇所については、街路樹が有する緑陰形成等の機能や堺市道路の構造の技術的基準を定める条例等の諸基準を踏まえ、道路空間との調和に配慮し、剪定による樹形管理や補植・更新等を行います。</u>

※その他、軽微な表現変更等を反映しています。